

保管中農産物補償共済

青色申告農家の方 は補償が更に充実している **収入保険** への加入をオススメします。

補償の範囲

建物に保管中の農産物または運送中の農産物

※保管中とは、販売目的及び自家消費向けの保管のことをいいます。乾燥・調整等の作業中で建物内にあるものも対象となります。
※専ら運送サービスを提供する者による運送は除きます。
※他人から預かった農産物は補償の対象外となります。

補償される農産物

農作物共済、畑作物共済、果樹共済に加入している農産物

農作物共済		畑作物共済		果樹共済	
 <p>水稻・陸稻</p>	 <p>麦</p>	 <p>大豆</p>	 <p>スイートコーン ※組合等による</p>	 <p>かぼちゃ ※組合等による</p>	 <p>梨</p>

支払対象となる主な災害

建物に 保管中	 <p>火災</p>	 <p>落雷</p>	 <p>破裂・爆発</p>	 <p>建物外部からの 落下・衝突等</p>	 <p>給排水設備の事故等 による水ぬれ</p>	
	 <p>騒乱・集団行動 による破壊</p>	 <p>盗難による盗取 または、き損・汚損</p>	 <p>自然災害 水害</p>	 <p>自然災害 風害</p>	 <p>自然災害 地震 加入金額の 30%程度</p>	
	運送中	 <p>火災</p>	 <p>破裂・爆発</p>	 <p>衝突・墜落及び転覆 (荷崩れを除く)</p>		

補償のタイプと掛金

項目	Aタイプ (一時保管向け)	Bタイプ (通年保管向け)
補償期間 【開始日の午後4時～終了日の午後4時まで】	連続する120日間	1年間
1品目・1口当たり共済金額	100万円	100万円
1品目・1口当たり共済掛金	2,500円	6,500円

共済金のお支払い

保管中又は運送中の農産物に1万円以上の損害が発生した場合、共済金額を限度として農産物の損害の額をお支払いします。

地震等事故の場合は損害の額の30%が限度となります。(1品目・1口当たり30万円程度)

$$\text{損害の額} = \text{被害数量} \times \text{1kg当たりの価額}^{\ast 1}$$

※1 農林水産大臣が告示する1kg当たり共済金額の最高額を使用します。
令和2年産主食用米の告示額186円/kg、用途が主食用以外の場合は、用途ごとの単価を使用します。

支払例

納屋に泥水が流れ込み、
保管中の玄米(1口・100万円加入)に損害が発生

被害を受けた玄米が3,000kg(50俵)の場合

損害の額 $3,000\text{kg} \times 186\text{円} = 558,000\text{円}$

共済金 **558,000円**

被害を受けた玄米が6,000kg(100俵)の場合

損害の額 $6,000\text{kg} \times 186\text{円} = 1,116,000\text{円}$

共済金 **1,000,000円**

●お問い合わせ、お申し込みは●

担当者 _____

※令和4年4月1日より連絡先が下記のとおり変更となります。

いばらき広域農業共済組合 本所

〒310-0914 水戸市小吹町 940 番地

TEL. 029-350-8815 FAX. 029-350-2773

水戸支所 〒310-0914 水戸市小吹町 940 番地 TEL. 029-306-6720 FAX. 029-306-6726	常陸太田支所 〒313-0014 常陸太田市木崎二町 1733-1 TEL. 0294-72-6227 FAX. 0294-72-2093	高萩出張所 〒318-0033 高萩市本町 1 丁目 208 番地 TEL. 0293-23-7198 FAX. 0293-24-2536
笠間支所 〒309-1625 笠間市来栖 138 番地 5 TEL. 0296-72-7321 FAX. 0296-72-4174	常陸大宮出張所 〒319-2214 常陸大宮市鷹巣 1833 番地の 2 TEL. 0295-53-2088 FAX. 0295-53-5740	つくば支所 〒305-0075 つくば市下横場 427 番地 2 TEL. 029-839-0168 FAX. 029-839-0172